

# 11 客席

## 基本的な考え方

## 建築物

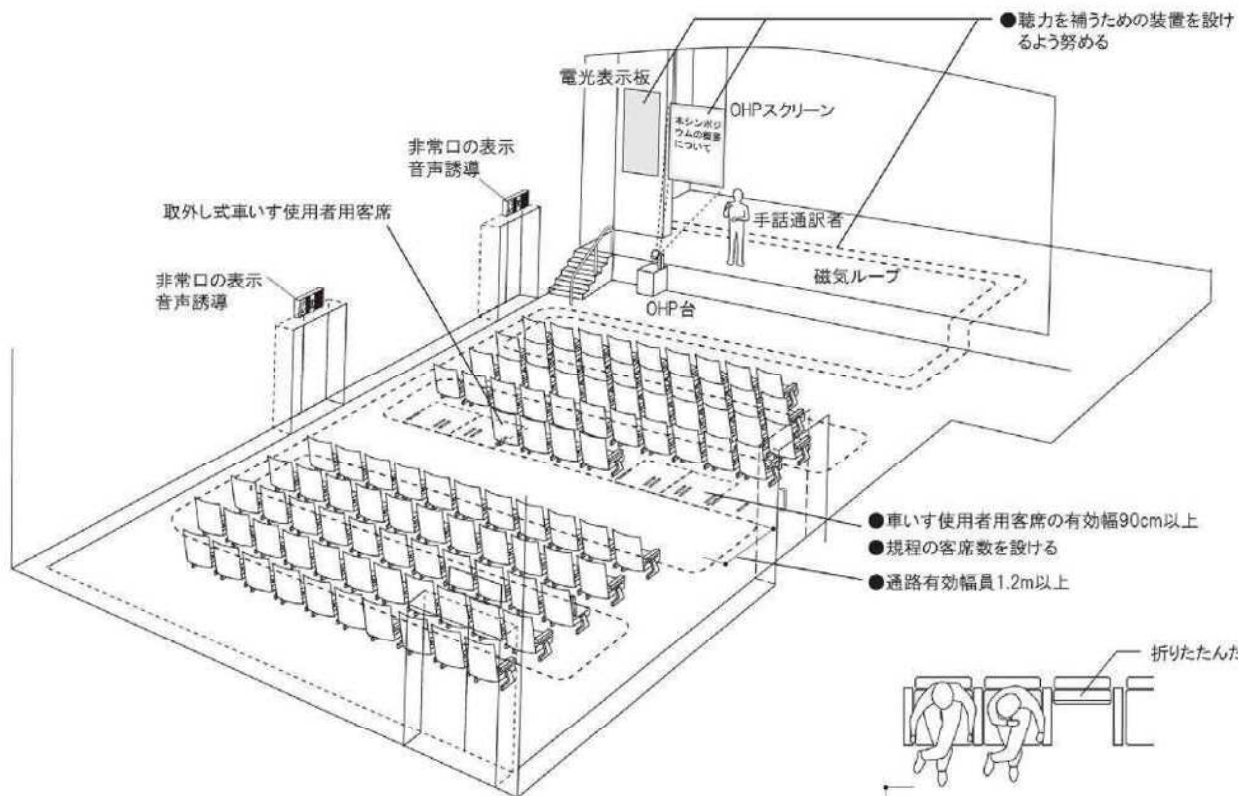
- ・利用者の利用に供する客席及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客席を一定数以上整備するとともに、舞台、楽屋への移動経路を確保する。
- ・客席の計画に当たっては、高齢者や障害者等が友人や家族とともに利用でき、かつ座席の選択が可能な限り広がるよう考慮する。
- ・聴覚障害者のための集団補聴装置、字幕、要約筆記者のスペース等について配慮する。

### 整備基準

### 推奨基準

### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)車いす使用者客席	観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200未満の場合にあっては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200以上1,000未満の場合にあっては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が1,000以上の場合にあっては当該客席の総数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる客席で次に掲げる基準に適合するもの(以下「車いす使用者客席」という。)を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者客席前後には、車いすが容易に出入り及び転回可能なスペースを設ける。</li> <li>・客席通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式とする。</li> <li>・乳幼児を連れた利用者が、観覧等するために利用できる区画(親子ブース)等を設ける。</li> <li>・高齢者、障害者等が容易に舞台に上がることができるような経路を確保する。</li> <li>・車いす使用者客席の近くには同伴者用の客席を設ける。</li> </ul>	[設置数] 1～50席 1席以上 51～100席 2席以上 101～150席 3席以上 151～199席 4席以上 200～999席 総数1%+2席以上 1000席以上 総数0.2%+10席以上 ・「総客席数」「車いす使用者客席数」には、固定式客席数のほか可動式客席数を含む。 ・客席数計算において少数が生じた場合は、整数に切り上げて得た客席数以上を整備するものとする。 ・親子ブース等は、障害者や介助者も利用できる構造とする。
ア 車いす使用者用客席の大きさ	幅は90センチメートル以上、奥行きは1.2m以上とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者客席は、一般席を取り外して用意する方法もある。</li> </ul>
イ 客席の移動等円滑化経路	移動等円滑化経路を構成する出入口から(1)に定める客席までの経路の幅は、1.2m以上とすること。		
ウ 傾斜路	イに掲げる経路に高低差がある場合においては、7の項(1)ア、イ及びオ並びに(2)(施行規則4の項(1)、(2)及び(6)並びに13の項(2)エ)に定める構造の傾斜路を設けること。		
(2)難聴者対応	観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸上の客席の総数が200未満の場合にあっては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200以上1,000未満の場合にあっては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が1,000以上の場合にあっては当該客席の総数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の難聴者の聴力を補うための装置のある客席を設けるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記用作業スペースを確保する。</li> <li>・手話通訳位置を想定してスポットライトを設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難聴者の聴力を補うための装置」は、磁気ループやFM補聴装置、赤外線補聴装置、字幕・文字情報等を表示する装置等が考えられる。</li> </ul>



- 車いす使用者用客席の有効幅90cm以上
- 規程の客席数を設ける
- 通路有効幅員1.2m以上



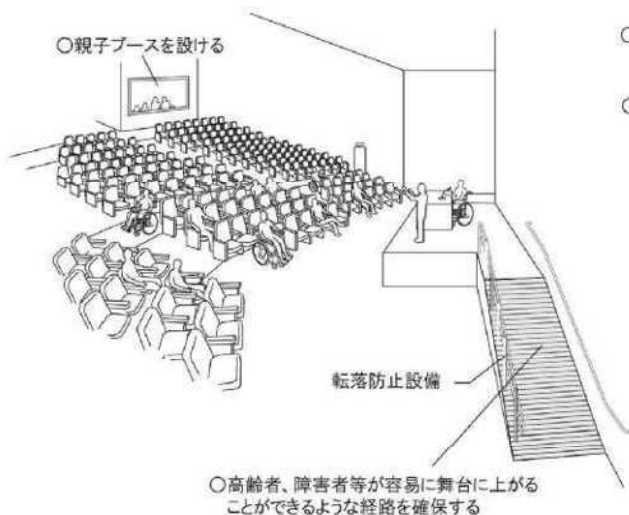
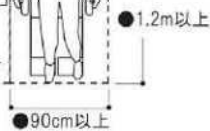
- 通路幅1.2m以上

○客席通路側の座席の肘掛けは利用しやすいよう跳ね上げ式とする



- 車いす使用者用客席の近くに、同伴者用の客席(取外し式)の確保
- 車いす使用者用客席前後に、車いすが転回可能なスペースを設ける

■車いす使用者用客席の大きさ



■舞台への経路



■車いす使用者と付添者の客席例